## 暴力団排除条例第17条を理念とした「一般契約」における暴力団等排除条項の例

(暴力団排除条例に基づく契約の解除)

- 第○条 本契約において、甲及び乙は、暴力団排除条例(平成22年宮城県条例第67号) 第17条に規定されている事業者の契約における措置等に関する条項を尊重し、その責務 を果たすため、あらかじめ本契約の解除について第2項以下のように規定することについ て合意した。
- 2 乙が暴力団排除条例第2条第4号に定める暴力団員等(①暴力団員、②暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者、③法人その他の団体であって、その役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該団体に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。)のうちに①又は②のいずれかに該当する者があるもの、をいう。)であることが判明した場合には、甲は、乙に対し、何らの催告をすることなく本契約を解除する。
- 3 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して以下の各号の一つにでも該当する行為をした場合 には、何らの催告をすることなく本契約を解除する。
  - (1) 暴力的な要求行為
  - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計又は威力を用いて甲の信用を棄損し、又は甲の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為
- 4 乙は、乙又は乙の下請若しくは再委託先業者(下請若しくは再委託先業者が数次にわたるときには、その全てを含む。以下同じ。)が第2項の暴力団員等に該当しないことを確約する。
- 5 乙は、その下請若しくは再委託先業者が第2項の暴力団員等に該当することが判明した場合には、直ちに当該下請若しくは再委託先業者との契約を解除し、又は契約解除のための措置をとらなければならない。
- 6 乙は、乙又は乙の下請若しくは再委託先業者が、暴力団員などの反社会的勢力から不当 要求又は業務妨害等の不当介入を受けた場合は、これを拒否し、又は下請若しくは再委託 先業者をしてこれを拒否させるとともに、不当介入があった時点で、速やかに不当介入の 事実を甲に報告し、甲の宮城県又は公益財団法人宮城県暴力団追放運動推進センターへの 通報等のための必要な協力を行うものとする。
- 7 乙が前3項の規定に違反した場合、甲は、乙に対し、何らの催告をすることなく本契約 を解除することができる。
- 8 甲が第2項、第3項及び前項の規定により本契約を解除した場合には、乙に損害が生じても甲は何らこれを賠償ないし補償することを要せず、また、かかる解除により甲に損害が発生したときは、乙はその損害を賠償するものとする。

## 誓 約 書

私は、○○○○との間で○○○の契約を予定しています。本契約に関し、私は、暴力団排除条例第2条第4号に規定する者でないことを誓約します。

○○年○○月○○日 宮城 太郎 **即** 

## 確認欄

上記宮城太郎は、暴力団排除条例第2条第4号の規定する者でないことを誓約したことについて確認しました。

○○年○○月○○日 仙台 太郎 **即** 

## - **参考** 暴力団排除条例第2条第4号 ——

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定める ところによる。
  - (4) 暴力団員等 次のいずれかに該当するものをいう。
    - イ 暴力団員
    - ロ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
    - ハ 法人その他の団体であって、その役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該団体に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。)のうちにイ又はロのいずれかに該当する者があるもの